

福井県報

号外第12号
平成19年
3月1日(木)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

教育委員会規則

※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
(生涯学習課)……………一

教育委員会告示

※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
第二条に規定する手続等(生涯学習課)……………一

人事委員会規則

※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則…
一

監査委員会告示

※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則…
二

企業管理規程

※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
(経営管理課)……………二

教育委員会規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を公布する。
平成十九年三月一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第一号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年福井県条例第五十七号。以下「情報通信技術利用条例」という。)の施行に関し、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、福井県教育委員会(次条において「教育委員会」という。)が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合について必要な事項を定めるものとする。
(手続等の指定)

第二条 この規則の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、教育委員会が別に定め、告示するものとする。

(電子情報処理組織による手続等)

第三条 情報通信技術利用条例第三条から第

六条までの規定により、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合については、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十九年福井県規則第六号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第二号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年福井県教育委員会規則第一号)第2条の規定により、福井県教育委員会が所管する手続等のうち電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等を定めたので、次のとおり告示する。
平成19年3月1日

福井県教育委員会

福井県情報公開条例(平成12年福井県条例第4号)第6条第1項に規定する公文書の公開請求
運動公園の管理運営に関する規則(昭和48年福井県教育委員会規則第7号)第2条第9号に規定する有料公園施設の使用許可申請
運動公園の管理運営に関する規則第6条に規定する使用料の減免申請
福井県立武道館の管理運営に関する規則(平成元年福井県教育委員会規則第4号)第4条に規定する施設等の使用承認申請
福井県立武道館の管理運営に関する規

免除申請
福井県立民俗博物館の管理運営に関する規則(平成12年福井県教育委員会規則第16号)第8条に規定する観覧料および使用料の免除申請

人事委員会規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を公布する。
平成十九年三月一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第一号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年福井県条例第五十七号。以下「情報通信技術利用条例」という。)の施行に関し、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、福井県人事委員会が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合について必要な事項を定めるものとする。
(手続等の指定)

第二条 この規則の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる手続等とする。

(電子情報処理組織による手続等)

第三条 情報通信技術利用条例第三条から第

六条までの規定により、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合については、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十九年福井県規則第六号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

福井県情報公開条例（平成十二年福井県条例第四号）	第六条第一項
--------------------------	--------

監査委員告示

福井県監査委員告示第3号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定める。

平成19年3月1日

福井県監査委員	高島 寛正
同 安居	喜義
同 井上	圭充
同 朝山	美樹雄

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年福井県条例第57号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の施行に關し、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、福井県監査委員が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によ

り行わせ、または行う場合について必要事項を定めるものとする。

（手続等の指定）

第2条 この規程の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる手続等とする。

（電子情報処理組織による手続等）

第3条 情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定により、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合については、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年福井県規則第6号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）	第6条第1項
--------------------------	--------

企業管理規程

福井県企業管理規程第一号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定める。

平成十九年三月一日

福井県知事 西川 一誠

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

（趣旨）

第一条 この規程は、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年福井県条例第五十七号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の施行に關し、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、地方公営企業の管理者が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（手続等の指定）

第二条 この規程の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる手続等とする。

（電子情報処理組織による手続等）

第三条 情報通信技術利用条例第三条から第6条までの規定により、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合については、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十九年福井県規則第六号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

別表（第二条関係）

福井県情報公開条例（平成十二年福井県条例第四号）	第六条第一項
--------------------------	--------

平成十九年三月一日印
平成十九年三月一日発

刷

発行人 〒九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県
印刷人 〒九一九一〇四八二 福井県坂井市春江町中庄六一一三三 (株)エクシート

☎五五六七八番